

# 設立趣意書

## 1. 設立の目的

本組合を設立する宮古島市は、2015年1月の伊良部大橋開通以降、入域観光客数が2014年度の約43万人から2015年度約51万人、2016年度約70万人、2017年度約99万人、2018年度約114万人と急激に増加し、これに伴って、新たなホテル開発等の建設需要の増加、住宅需要の増加に伴う新たな集合住宅の建設など、地域経済や社会環境が大きく変化した。

しかしながら、市町村民所得等のデータからすると、農漁業や製造業、小売業、飲食サービス業等の地場産業への経済波及効果は限定的であったと言わざるを得ず、観光客の増加を契機とした様々な需要の増加に対して、商品やサービスを十分に提供できていない現状がある。本市の主要産業である農水産業や観光業は、繁忙期が特定の時期に集中しており、そのことによる労働力不足もその要因の一つとして推測される。

また、市全体としては人口減少傾向が改善しつつあるものの、市街地を除く多くの農漁村地域においては、引き続き高齢化と人口減少が進んでおり、コミュニティや文化の維持・継承には、地域づくりを担う人材の確保が必要である。

こうした様々な課題がある中で、基幹産業である農漁業や観光業等の仕事を組み合わせることにより、①産業や地域づくりの担い手となる人材の確保、②必要とされる人材の育成、③働き手にとって安心して就労できる安定的な雇用環境をつくることで、子育て世代や地域づくりの担い手になるような若い世代に、多様な就労の選択肢を提供するため、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業に関する法律」に基づき、特定地域づくり事業協同組合を設立する。

## 2. 組織及び事業計画の概要

- (1) 名 称 みやこ地域づくり協同組合
- (2) 地 区 沖縄県宮古島の区域とする。
- (3) 事務所の所在地 沖縄県宮古島市下地字上地 472 番地 39、2 階
- (4) 組合員たる資格 次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。
  - ① 農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、その他のサービス業を行う事業者又は事業者等で組織する団体であること
  - ② 組合の地区内に事業場を有すること



令和5年1月12日

みやこ地域づくり協同組合

設立発起人代表 沖縄県宮古島市下地字上地 472 番地 39、2 階  
一般社団法人宮古島観光協会  
代表理事 吉井 良介

発起人 沖縄県宮古島市伊良部字前里添 696 番地 3  
合同会社こな企画社  
代表社員 小林 将

発起人 沖縄県宮古島市伊良部字国仲 431 番地 1  
浜口水産株式会社  
代表取締役 濱口 美由紀

発起人 沖縄県宮古島市平良字荷川取 593 番地の 5  
宮古島漁業協同組合  
代表理事 栗山 弘嗣

発起人 沖縄県宮古島市下地字来間 259 番地 2  
有限会社楽園の果実  
代表取締役 砂川 智子